

尼崎市暴力団排除活動支援基金条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(題名) 尼崎市暴力団排除基金条例</p> <p>(設置) 第1条 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）<u>第2条第1号に規定する暴力団の排除</u>（以下「<u>暴力団排除</u>」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市暴力団排除基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(積立額)</u> 第2条 略 (1) <u>暴力団排除</u>に要する経費に充てるための寄付金の額</p> <p><u>(運用益金の処理)</u> 第5条 略</p>	<p>(題名) 尼崎市暴力団排除<u>活動支援</u>基金条例</p> <p>(設置) 第1条 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）<u>第12条の規定による支援</u>（以下「<u>支援</u>」という。）に要する経費の財源を確保するため、尼崎市暴力団排除<u>活動支援</u>基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>(基金の額)</u> 第2条 略 (1) <u>支援</u>に要する経費に充てるための寄付金の額</p> <p><u>(基金への編入)</u> 第5条 略</p>